

年も明けて、オリンピックの年になりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。  
さて、2020年の初回は、労働基準法の改正案についてご案内したいと思います。

令和2年1月10日、労働政策審議会労働条件分科会において、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」が諮問されました。多くの場合、この要綱案などに従って法律が作成されて成立・施行されますのでこの内容をご紹介します。

この改正の主たる内容は、賃金の請求権の消滅時効の延長で、おおまかにまとめると「消滅時効を3年とする。ただし、法律施行前に支給日のあったものは2年のままとする。令和2年4月1日より施行する」です。

それでは、審議会での検討を見ていきます。

賃金請求権の消滅時効は、現行は2年です。また、付加金と呼ばれる裁判所の命令により支払いを命じられることのある時間外手当等の未払い分と同額の金銭の請求権も2年です。

民法の改正に合わせて、主にはこれらの未払賃金等の請求権を原則5年とするが、当面の間は3年とする、という内容になっています。そして、5年経過後にこの改正の施行状況をみて見直しを行うこととされています。

また、賃金以外の請求権、例えば年次有給休暇の消滅時効については、有給休暇の消化を励行する観点から時効を延長することは望ましくないとされ、現行の2年を維持することが適当とされています。

その他、労働基準法により保存が義務付けられている書類(賃金台帳やタイムカードなど)の保存期限は現行3年ですが、これも原則5年、当面3年とされていますので、保存期限が5年となる日が来ると考えられます。

法律の施行日は、民法の改正に合わせて令和2年(2020年)4月1日とされています。また、法律の施行日前に支払日のあった賃金に関する未払い分の請求権の消滅時効に関しては、混乱を避けるために2年のままとし、4月1日以降に支払日の到来する賃金から3年となります。つまり、令和2年4月1日から2年の間は、未払い賃金の請求は2年前の分までしかすることができません。それ以降の時期になると、2年より前の分も請求できるようになる、ということです。

以上のように、4月1日に改正が施行されて3年に延長されても、実際に2年以上前の分を請求され得るのは2年後以降ですので、今から必要以上にこの法改正に関して構える必要はありません。そして、本来的には、未払い賃金が存在しなければ、賃金請求権や付加金の請求の消滅時効を気に掛ける必要もありません。できれば、未払い賃金の発生しないように心掛けて事業運営することで、この法律改正に対応をしていきたいものです。